

○唐津市建設工事における余裕期間制度実施要綱

令和２年９月３０日

告示第２１９号

（目的）

第１条 この要綱は、唐津市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）において、工事開始前に建設資機材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、発注及び施工時期の平準化に資することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実工期の開始日をいう。
- (2) 工事の終期 契約期間の最終日をいう。
- (3) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期 実際に工事を施工するための期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。
- (6) 発注者指定方式 発注者が余裕期間を設け、工事の始期を指定する方式をいう。
- (7) 任意着手方式 発注者が設定した工事の始期までの期間内で、受注者が工事の始期を選択する方式をいう。
- (8) フレックス方式 発注者があらかじめ設定した全体工期の中で、受注者が実工期の始期（発注者が設定した工事の始期までの期間内）と終期を決定する方式をいう。

（令３告示３０・一部改正、令６告示２３３・追加）

（対象工事）

第３条 余裕期間制度の対象とすることができる工事は、市発注工事であって、次

のいずれにも該当しないものとする。

(1) 余裕期間を設定することにより、工事の終期が当該設定前に予定していた完成予定年度の3月末日を超え、又は超えるおそれがある工事

(2) 緊急性を要する工事

(3) 前2号に掲げるもののほか、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

2 余裕期間制度の方法については、発注者指定方式、任意着手方式及びフレックス方式から選択できるものとする。

(令6告示233・一部改正)

(余裕期間の設定)

第4条 発注者は、前条の基準により選定した工事について、180日を超えない範囲で余裕期間を設定することができる。

(令6告示233・一部改正)

(公告等への記載)

第5条 発注者は、余裕期間を設定する工事の競争入札を実施する場合は、当該入札に係る公告、指名通知等に余裕期間を設定する工事であることを記載しなければならない。

2 発注者は、余裕期間を設定する工事の特記仕様書に余裕期間に関する必要事項を明記しなければならない。

(工事の始期前の取扱い)

第6条 受注者は、余裕期間内は、工事（工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。

2 受注者は、余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(契約関係の取扱い)

第7条 余裕期間制度を実施する場合における発注者及び受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。

(2) 任意着手方式の工事の始期並びにフレックス方式の工事の始期及び終期につ

いては、契約書を提出する前までに決定することとする。

(3) 受注者は、工程表に余裕期間を必ず明示することとする。

(4) 受注者は、工事の始期以後より前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(5) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

(令 6 告示 2 3 3 ・ 一部改正)

(余裕期間の短縮)

第 8 条 任意着手方式において、受注者が余裕期間を短縮する場合は実工期の日数
は変更しないものとし、工事の終期については工事の始期を前倒しする日数分を
前倒しするものとする。

(余裕期間の現場管理)

第 9 条 余裕期間の現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者に資
機材の搬入、仮設物の設置等工事に着手させてはならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年 1 0 月 1 日以後に公告若しくは指名
を行う競争入札又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則 (令和 3 年告示第 3 0 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和 6 年告示第 2 3 3 号)

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に公告又は指名を行う競争
入札又は見積依頼を行う工事から適用する。